

自治基本条例をつくる会 会議概要

第59回会議	
開催日時	平成21年8月5日（水）18:30～20:30
開催場所	山陽小野田市役所 第2委員会室
出席会員	13名 岩崎秀司、岩本信子、岡村啓二、河野朋子、木林紀生男、草田和枝、酒井敏正、杉本保喜、徳重洋子、林久芳、平原廉清、弓取康英、若松勇輔 傍聴者：藤中、畠山
事務局	副市長、企画課（主幹）
協議概要	1 第58回の会議概要について → 承認。 2 協議事項 * 条例・解説・意見等をはじめから整理しながら、条文の再修正をする。 ・ 前文～第5条までについて協議し、条文・解説・つくる会で出された意見を加筆、修正。 （別紙のとおり） * 説明会用名簿について協議 ・ 事務局案も完成品ではないため、気付き意見による修正 ・ 団体の構成形態等がわかれば知りたいが？ （まとめ） ・ 閲覧できる市民活動団体名簿をもとにもう一度名簿を作成する。（事務局） 【次回の開催について】 第60回会議：平成21年8月19日（水）18:30～第2委員会室

山陽小野田市自治基本条例（案）

前文

私たちの住む山陽小野田市は、瀬戸内海に面した水と緑の豊かな自然に恵まれた農林水産業と工業の盛んなまちで、平成１７年３月旧小野田市と旧山陽町がひとつになって誕生しました。

先人の築いてきたやすらぎと文化の香りに満ちたこのまちは、私たち市民のものであり、私たちの手で「住んでいることを誇れるまち」「未来へ責任を持ち、夢のあるまち」にしていかなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、私たち市民が積極的に参画し、行政、議会と協働してまちづくりを進めていくことが求められます。

私たちは「市民が主役のまちづくり」を実現するための道しるべとして、市政運営のルールを定めた最高規範となる「山陽小野田市自治基本条例」を制定します。

【条文の解説】

この前文では、市民憲章の精神をふまえ、「私たち市民」をキーワードに市民が主役のまちづくりを目指すことを明記した。

【つくる会で出された意見】

- ・前文の意義は、市民にわかりやすく、市民が作り上げたことを伝えることである。
- ・難しい言葉よりもやさしい表現を用いたほうがよい。
- ・前文に入れたいキーワードは未来への責任、協働、参画等である。
- ・前文の起承転結をきめて校正したほうがよい。
- ・行政が何をしてくれるのではなく、自分たちがまちのために何ができるかを考える必要がある。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、山陽小野田市における市民自治の基本理念を明らかにし、市民主役の参画と協働に基づいたまちづくりのために必要な基本的事項を定めることにより、市民の意見を反映した自治の実現を図ることを目的とします。

【条文の解説】

この条例の目的は、市民主役の参画と協働に基づいたまちづくりを通して

- （1）市民の思いを反映した自治の実現を目指す。
- （2）住んでいることを誇れるまち、未来への責任を持てるまちづくりを目指す。
- （3）市民が豊かで、住みよい、安心・安全なまちづくりと市民生活の向上を図る。

【つくる会で出された意見等】

- ・市長が代わっても市民参加や協働の基本的な考え方を継承する必要がある。
- ・市民及び事業者の権利及び責務並びに市長・職員・議員の責務及び議会の役割・責務を明確にする必要がある。
- ・市民参加や市民協働に関する条例が他にない。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- （１）「市」とは、市長をはじめとする執行機関をいいます。
- （２）「市民」とは、市内に在住、在勤または在学するすべての個人及び市内に事業所を有する法人、その他の団体をいいます。
- （３）「事業者」とは、前号に掲げるもののうち営利を目的とする事業を行うものをいいます。
- （４）「地域コミュニティ」とは、市民で構成されるまちづくりのための各種団体をいいます。
- （５）「参画」とは、市が実施する計画立案、実施、評価等の各段階に市民が参加することをいいます。
- （６）「協働」とは、市民と市と議会がよりよいまちづくりのために、それぞれの責務と役割を自覚し、お互いに協力し、ともに活動することを行います。

【条文の解説】

この条例に記載されている「市」・「市民」・「事業者」・「地域コミュニティ」・「参画」及び「協働」のそれぞれの定義を明確に定めた。

【つくる会で出された意見等】

- ・ 「事業者」：事業者は市民の中に含まれるのだからいらんのではないだろうか。
- ・ 「市」：市の総括するという部分はいらんのでは
- ・ 「市」：市の定義づけはどうしたらいいか。定義づけしていないところもある。
- ・ 団体と組織の定義をはっきりさせておくべきではないか。
- ・ 「コミュニティ」：地域コミュニティの範囲を示す必要があるのではないか。どこまでを指すのかわからない。他市では詳しい定義づけがあった。
- ・ 市民で構成される「まちづくりのための団体」がよいのではないか。
- ・ まちづくりの定義は削除したほうがいい。まちづくり条例ではないから。
- ・ 「協働」：協働の部分に議会を入れたほうがいい。
- ・ 参画とは市民が主体的に参加しないと意味がない。
- ・ 市民が参画していくと行政運営のスピードが鈍るのではないか。
- ・ 鈍るかもしれないけど、参画していくことのほうが重要。

（基本理念）

第3条 第1条に掲げた目的を達成するため、次の各号に掲げることをこの条例の基本理念とします。

1. 市、市民及び議会は、お互いに人権を尊重しなければなりません。
2. 市、市民及び議会は、お互いに市政に関する行政情報を共有します。
3. 市は、市民の市政への参画を保障しなければなりません。
4. 市、市民及び議会は、お互いに協働してまちづくりにあたらなければならなりません。

【条文の解説】

この条例の基本理念として、市、市民等が共通理念として基本的に認識すべき理念を掲げた。それは、人権の尊重・行政情報の共有・市政への参画・協働のまちづくりである。

参画は参加して意見を述べたり、提言等をしたりすることであり、主体的に参加することである。

【つくる会で出された意見等】

- ・参加と参画はどうちがうのか。
- ・基本理念と基本原則はどうちがうのか。原則は例外を考える余地があるが、理念は思いを記したものである。

第２章 市民等

（市民の権利）

第４条 市民は行政や議会、市政に関する情報を知る権利を有します。

- ２．市民はまちづくりに参画する権利を有します。
- ３．市民は市政に参画する権利を有します。

【条文の解説】

「まちづくり」は市全体に関わることであるのに対して「ふるさとづくり」は地域コミュニティに含まれる。

ここで言う“情報”については、あくまでもまちづくりのための情報、つまり公益性のある情報と定義すべきである

【つくる会で出された意見等】

- ・責務と権利は表裏一体のものである
- ・個人情報の扱いが問題である
- ・市が所有する自分自身の情報の公開についても定める必要があるのでは
- ・市民は住民投票を請求する権利を有することを条文にいれるべきではないか。

（市民の責務）

第5条 市民は自治の主体であることに責任を持ち、誇りある郷土を守り発展させ、次世代に引き継ぐため、積極的にまちづくりに参加するように努めます。

【条文の解説】

責務とは、権利の行使と表裏にある「市民としての行動と発言に責任を持つこと」である。

また、行政サービス（または「まちづくり」）に対しての負担を分任する責務がある。

【つくる会で出された意見等】

- ・市民憲章にある「まちを愛する」ことを市民の責務に入れたらどうかについては、前文で考慮する。
- ・これまで行政任せにしてきたことにより、そのつけが私たち市民にまわってきていることを痛感し、反省しているのが実情であるが、そんな市民の背中を押すような条文が必要ではないか。
- ・条文に行政と協働することを市民の責務として明記すべきではないか。
- ・行政との協働については、他の章で明記しているので必要ないのではないか。